

国民健康保険のお知らせ

▶問合せ 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。令和2年度の国民健康保険税の算定基準については以下の通りです。

○令和2年度知立市国民健康保険税率算定のポイント○

- ・医療給付費分の課税限度額を580,000円から610,000円に引き上げます。
- ・法定軽減対象世帯の基準を拡大する予定です。

○令和2年度税率表○

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40~64歳)
所得割(※1)	5.20%	2.36%	2.28%
均等割(1人あたり)	22,200円	10,000円	11,700円
平等割(1世帯あたり)	15,800円	7,100円	5,800円
課税限度額	610,000円(※2)	190,000円	160,000円

※1 所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に税率をかけて算出します。

※2 令和2年度から課税限度額を580,000円から610,000円に引き上げます。

○法定軽減対象世帯の拡大(予定)○

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、基準の拡大を予定しています。

※国民健康保険税の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

○令和2年度国民健康保険税の納期○

【普通徴収】

納期につきましては4月1日号20ページをご確認ください。

※平成29年7月1日から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の普通徴収について、収納率向上対策等の一環として、新規に国民健康保険に加入された世帯については原則口座振替をお願いすることとなりました。また、現在国民健康保険に加入中で、納付書で納付されている世帯につきましても、随時口座振替の受付を行っておりますので、ぜひご利用ください。

【特別徴収】(年金からの天引きにより納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

◎特別徴収の対象者

年金受給者は、原則として保険税を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収となります。

- ・65歳未満の国民健康保険の被保険者がいる場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合
- ・年金受給額が年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収(口座振替)」で保険税を納めることも可能です。

